

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問		回答
プロジェクト実施内容に関するご質問		
1	プロジェクトが2つの応募テーマに該当する場合でも応募は可能か。また、その場合に2つの応募テーマ分のプロジェクト実施費用の支援を受けることが可能か。	2つのテーマを組み合わせたプロジェクトも実施可能ですが、最終的には応募事業者により応募テーマを1つに決めていただきます。なお、応募の状況によって事業プロモーターによりテーマを調整する場合があります。
2	複数テーマに該当する場合、応募者にてテーマを1つに決めるものの、事業プロモーターが調整する場合があるとのことだが、原則として応募者の要望が反映されるという認識でよいのか。	お見込みのとおりですが、応募状況から必要に応じて事業プロモーターで調整させていただくこともあります。
3	プロジェクトの実施内容として、社会実装に向けたリサーチのみは認められるか。	本プロジェクトでは、プロジェクト期間中に対象フィールドを用いた取組を実施いただくことが必須となります。ただし、プロジェクト期間の全てを通じて対象フィールドを活用する必要はありません。
4	複数年度に渡ってプロジェクトを実施する場合、連携事業者（参画団体）の追加・離脱等、座組の変更は可能か。	お見込みのとおりです。ただし、代表企業の変更や離脱はできません。なお、座組を変更する際は個別に事業プロモーターへご連絡いただき協議することを想定しています。
5	プロジェクトを進める中で、途中で内容変更・追加等があった場合には、年度毎に実施内容と予算等の修正も含めて再確認しながら進めていくという理解であっているか。	お見込みのとおりです。 なお、その際は個別に事業プロモーターへご連絡いただき協議することを想定しています。
6	発電した電力の利用方法について定めはあるか。また、FITによる売電は可能か。	プロジェクト期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないことと定めており、有償による売電は認められせん。その他の活用については、具体的な提案内容を基に判断いたします。
企画提案書記載内容に関するご質問		
7	学校法人の場合、売上高の記載は不要か。	学校法人等で売上高の記載は不要です。
8	企画提案書の【0.基本情報】には、参加する各事業者の情報を記載する必要があるか。	代表団体のみの情報で結構です。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問		回答
9	企画提案書に記載のある「参加団体」と「協力団体」の違いは何か。プロジェクトの参加事業者ではない、一般的な外注先名も記載する必要があるか。	「参加団体」は代表となる事業者とともに本プロジェクトにご参加いただく事業者を想定しており、「連携事業者」と同義です。 「協力団体」は一般的な外注先を指し、事業者名の記載は必須ではありません。
10	企画提案書に記載すべき「実施エリア詳細」として以下を想定しているが、その他に必要な要素はあるか。 ・試作機及び付帯設備の配置図 ・受電位置（可能な場合） ・外柵位置図	機器の設置に係る平面図・断面図についても記載をお願いします。
公募要領記載項目に関するご質問		
11	日本国内に拠点を有しない外国企業が、応募主体となる代表団体の下で本プロジェクトに参加することは可能か。	代表団体が日本国内に拠点を有していれば、参加企業が国内に拠点を有している必要はありません。
12	応募資格はいつまでに満たす必要があるか。事業者選定までに満たせば応募可能か。	応募要件は応募時点で満たしている必要がありますので、遅くとも企画提案書提出期限である9月21日までに満たす必要があります。
13	他企業が応募主体、当社が連携事業者（参加団体）として応募することを検討しているが、当社が応募資格を満たさない場合でも、応募主体が応募資格を満たしていれば応募可能か。	お見込みのとおりです。
14	公募要領に「応募者は複数のテーマに応募可能ですが、一つのテーマに対して複数応募することはできません。」と記載があるが、一つのテーマで代表団体としてプロジェクト応募するのに加え、連携事業者（参加団体）として同じテーマの他プロジェクトに参加する形での応募は可能か。	同一の事業者が複数応募する場合、一つのテーマに代表団体として複数応募することはできません。ただし、代表団体としてのプロジェクト応募は1つで、同じテーマのその他プロジェクトに対して連携事業者（参加団体）として参加する形での応募は可能です。 また、連携事業者（参加団体）として、一つのテーマ内に複数参画する場合や異なるテーマに複数応募する場合の制限はありません。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

	ご質問	回答
	15 公募要領に「国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。」と記載があるが、以下は該当するか ・東京都の他の部局からの発注 ・国や他の自治体からの建設工事への受注 ・国の性能確認試験 ・外国での助成	当該要件は、本プロジェクトの内容と全く同一内容を、国や他の自治体の支援金を受けながら実施している場合に、同一内容に対する支援金の重複を回避する趣旨の要件です。 そのため、東京都の異なる部署や外国であっても、全く同一の内容を実施している、または実施する予定である場合には本項に該当します。 また、建設工事の入札・受注が制限されるものではありません。
	16 国が実施するプロジェクトに連携事業者（参加団体）として参画しており、代表団体である別企業が国との契約を締結しており、当社と国の間に契約関係はないが、これは国や他自治体からの委託や助成にあたるか。	他のプロジェクトにおける連携事業者（参加団体）である場合も、本プロジェクトと全く同一内容を実施している場合は該当します。
	17 応募資格③「国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。」は、本プロジェクトにの実施に関して、国や他の自治体からの委託や助成を受けていない、という意味でよいか。	お見込みのとおりです。 当該要件は、本プロジェクトと全く同一内容のプロジェクトを国や他の自治体で実施し、委託や助成を受けている場合に該当します。 本プロジェクトとは異なる内容で国や他の自治体からの委託や助成を受けていても問題ありません。
	18 建築物を建てた場合、プロジェクト終了時に更地に戻す必要があるか。	プロジェクト完了後は設置した設備を撤去のうえ原状回復をいただく必要があります。
	19 今年度の実施期間は2023年3月末までとあるが、その時点で設置したものを全て撤去する必要があるのか。 また、延長申請により最長3年（2025年3月末まで）にわたり設置する場合にも延長期間終了後には事業者が原状回復をする必要あるのか、それとも以降は東京都がそのまま設置するのか。	プロジェクト終了時には原状回復していただく必要があります。延長申請により翌年度もプロジェクトが継続する場合、今年度の実施期間完了段階で設置したものを全て撤去する必要はございません。 現時点でプロジェクト終了後に東京都がそのまま設置することは想定していません。
	20 浮体式太陽光発電の撤去時、海底に埋設したアンカーの撤去を埋設したままとすることは可能か。	プロジェクト期間中に使用・設置したものは全て撤去いただく必要があります。アンカーについても撤去をお願いします。
	21 2025年3月末のプロジェクト期間完了後も、引続き同場所を借りることは可能か。	プロジェクト期間完了後、引き続き実施エリアを貸し出すことは想定していません。プロジェクト期間終了時に設置物を全て撤去の上、原状回復していただく必要があります。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問	回答
22 「プロジェクト結果やデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。」とあるが、本プロジェクトにて実証された技術を対外的に使用することに制限が生じるということか。	プロジェクトにより得られたデータに関する法的権利は採択事業者に帰属しますが、プロジェクト内容やデータについては東京都の許可なく、第三者への開示、第三者機関への転載、掲載はしないよう、お願いします。
23 本プロジェクトにおいて開発した技術の知的財産権は各事業者に帰属するという理解で合っているか。 また、本プロジェクトの成果を基に特許申請することは可能か。	お見込みのとおりです。また、特許申請も可能です。
24 「本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しない」とあるが、本プロジェクトで生じる研究成果は最終的に当社製品に反映されるものとして考えてよいか。 また、本プロジェクトをPRや会社紹介の目的で使用してよいか。	本プロジェクトで得られたデータの帰属先は事業者となります。詳細は採択決定後、事業者と事業プロモーターの業務委託契約締結時に取り決める予定です。 また、本プロジェクトでの実施内容をPRや会社紹介で使用いただいても問題ございません。
25 「原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと」とあるが、当該技術を他事業で使用することに制限が生じるか。	他事業での使用については、プロジェクト実施期間中は不可となりますが、実施期間終了後は可能です。
26 モビリティのシェアリング代は収益としてよいか。	公募要領に「原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと。」と記載のとおり、シェアリング代として収益にすることはできません。
27 公募要領に「原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと。」とあるが、本プロジェクトで製造した製品のマーケティング（サンプル送付、一部販売）を行うことは上記項目に該当するか。	本プロジェクトを通じて製造された製品の販売については、営利目的での使用に該当するため、不可となります。
28 公募要領に「原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと。」とあるが、本プロジェクト以前に開発済である機能は対象外という理解で合っているか。 また、本プロジェクトの為に開発済の機能を拡張する場合、制限されるのは本プロジェクトの為に拡張した部分であり、開発済機能は対象外という理解で合っているか。	原則として、今回のプロジェクトで新たに実証する技術については、プロジェクト期間中の営利目的の利用はできません。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

	ご質問	回答
29	公募要領に「原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと」とあるが、本プロジェクトに採択された仕様と一部が異なれば、販売は可能か。	原則として、今回のプロジェクトで新たに実証する技術については、プロジェクト期間中の営利目的の利用はできません。
30	所要費用が減額の場合は事業プロモーターと採択事業者の間で変更契約を締結する旨の記載は、総額での変更という理解でよい。内訳での変更は問題ないという理解でよい。	お見込みのとおりです。
31	プロジェクト実施に要した費用が当初の想定より少なく、事業プロモーターと採択事業者間で締結した業務委託契約の金額より少額となった場合、返金するか、契約内容変更を行うか、どちらになるか。	今年度のプロジェクト終了時に実績費用を確認させていただき、業務委託契約の金額より少額となった場合は、契約内容変更の手続きをしていただきます。
32	自然災害等の止むを得ない事情で設備・機材が破損した場合は、機器を復旧せずにその時点での実証結果を報告するという認識で良いか。	基本的に機器を復旧いただいたうえでプロジェクトを継続いただく想定であります。ただし、大規模な自然災害等の不可抗力に起因する場合は、採択事業者、事業プロモーター、東京都で協議を通じて方針を決定します。
33	プロジェクト実施にあたり関係省庁等（国交省（航空局や海上保安庁含む）、警察署、区役所等）との調整が発生する場合、東京都で調整を進めていただくことは可能か。	基本的に関係省庁との調整は採択事業者に進めていただく必要があります。調整に必要な情報提供などの支援はさせていただきます。
34	本事業のPRについて、公表タイミングと内容について、時期はいつ頃を予定しているか。また、公表内容に对外秘などの情報がある場合には、事前調整することは可能か。	公表時期については未定です。また、对外秘の情報等がある場合には、公表内容について事前に調整させていただきます。
35	採択後にやむを得ず辞退することになった場合や提案内容からの修正が必要になった場合におけるペナルティは存在するか。	いずれの場合もペナルティはありませんが、採択後は原則辞退不可ですので、ご注意ください。 また、採択後に実施内容の詳細を協議する為、提案内容からは修正となる場合もあります。
36	今回の事業者選定において、技術点や価格点による総合評価等の基準や評価方法は設定されているか。	事業者選定の基準としては、公募要領P12に記載されている評価基準の通り、5つの評価観点に沿って評価します。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

	ご質問	回答
プロジェクト実施費用に関するご質問		
37	連携事業者（参加団体）への再委託費を実施費用に計上することは可能か。また、その場合に連携事業者（参加団体）へ支払う金額の上限等の条件はあるか。	連携事業者（参加団体）への再委託費を実施費用に計上することは可能です。また、支払金額の条件はありませんが、事業者と事業プロモーターの業務委託契約締結時に費用の内訳を確認させていただきます。
38	プロジェクト実施費用として支払対象となる費用項目に制限はあるか。	プロジェクト実施費用として支払対象となる費用項目に制限はなく、プロジェクト実施に必要な費用は支払対象となります。 ただし、企画提案のプロジェクトに係る費用であると認められない場合は対象外となります（例えば、本プロジェクト以外にも使用可能な汎用的な設備に対する費用は支払対象となりません）。 詳細は採択決定後、事業者と事業プロモーターの業務委託契約締結時に費用の内訳をご提示いただき協議の上、決定します。
39	プロジェクト実施費用に関し、補助率は100%であるか。また、応募する代表団体への補助率も100%か。	本プロジェクトでは、補助金スキームでは無いため、補助率は設定していません。プロジェクト実施費用として応募テーマ毎に10百万円～30百万円を上限に支援します。詳細は公募要領をご確認ください。
40	プロジェクト実施費用の上限金額は、今年度（令和4年度）の上限、プロジェクト期間全体の上限のどちらか。	今年度（令和4年度）の上限額となります。 翌年度以降も今年度と同程度を想定しておりますが、現時点では決定しておらず、翌年度以降の支払を確約するものではありません。
41	プロジェクト実施費用について、費用算出方法の規定はあるか	計算基準はありません。 詳細は採択決定後、事業者と事業プロモーターの業務委託契約締結時に費用の内訳をご提示いただき協議の上、決定します。その際に費用計算方法を確認させていただく場合もあります。
42	各年度終了時の費用の実績報告では何の資料を持って報告すればよいか。	各年度終了時の費用実績報告では、費用実績の内訳をご提示いただく予定です。領収書等の証跡の提出は必要ありませんが、費用計算方法を確認させていただく場合もあります。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問		回答
43	事業プロモーターからのプロジェクト実施費用の支払時期はいつ頃か。必要書類提出時期が早ければ、2023年3月末までに支払われる可能性はあるか。	事業プロモーターからのプロジェクト費用の支払時期は、必要書類を査収してから1-2ヶ月後を予定しております。なお、支払い時期は2023年4-5月になり、支払いの前倒しはできません。
44	プロジェクト実施費用の支援を、今年度と翌年度に分割して受けることは可能か。それとも、プロジェクト実施費用の支払対象となる費用は、同じ年度に費用を負担した支払いに限るか。	今年度のプロジェクト実施費用の支援について、複数年度に分割して受けることはできません。なお、各年度において必要と認められる実施費用については、各年度末に一括して支払います。
45	プロジェクト実施費用についての消費税の扱いはどうなるか。	公募要領上のプロジェクト実施費用は税抜きとなります。なお、採択事業者と事業プロモーター間で業務委託契約を締結する際は税込みの金額で契約締結いたします。
46	2年間のプロジェクトを実施するにあたり、仮に翌年度の予算が承認されなかった場合も、翌年度に実施予定であった活動は予定通りの実施費用拠出の基遂行可能か。 または、予算が承認されなかった場合は全て中止となるか。	翌年度以降のプロジェクト実施費用は現時点で決定していない為、支払を確約するものではありません。承認された予算規模の範囲内で実施する方針です。
使用可能エリアに関するご質問		
使用可能エリア全般について		
47	3カ年のプロジェクトにおいて、事前の検証や別環境でのデータ収集の為に中央防波堤以外の場所で準備を行い、最終的には中央防波堤の使用可能エリアで実施することは認められるか、また、その場合に中央防波堤外で行う検証もプロジェクト実施費用の対象となるか。	初年度から実施エリアでの取組は必須としておりませんが、遅くとも最終年度までには実施エリアでのプロジェクトを遂行していただく必要があります。また、実施エリア外で行う検証についても、プロジェクト実施費用の支払対象となります。
48	複数の使用可能エリアを使用することは可能か。 (例：ドローンによる使用可能エリア間の飛行、複数の使用可能エリアへの発電設備設置による比較など)	複数の使用可能エリアの利用は可能です。ただし、ドローン等が使用エリア間を飛行する場合には、プロジェクトの実施に当たり、関係省庁等との調整が必要です。調整内容・対象先・スケジュールについても企画提案書に記載をお願いします。
49	次世代モビリティの実施エリアとして記載されている3か所（使用可能エリア②③⑤）以外の2か所（使用可能エリア①④）を使用することは可能か。	記載のない2か所について、次世代モビリティの実施エリアとしての利用は想定していません。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問	回答
50 現状における一般者の立入制限場所をご教示いただきたい。 また、使用可能エリアの現地見学は可能か。	環境局中防合同庁舎及び水上競技場以外のエリアについては、一般の方の立入は不可となります。また、環境局中防合同庁舎及び水上競技場への立入に当たっては、事前の調整が必要です。なお、現地の状況が分かる資料を別途公表予定です。
51 プロジェクト実施に係る建築物の施工・設置はいつから可能か。また、その際に電源、水源等をプロジェクト期間だけ引くことは可能か。	公募要領（別紙）に記載のある各種法令を遵守することを前提に、関係機関との調整が必要になるため、明確な期間等については回答できません。また、電源や水道を設置することについても関係機関との調整によります。
使用可能エリア①（東京都環境局中防合同庁舎駐車場）について	
52 使用可能エリア①で使用可能な場所を具体的に教示いただきたい。	使用可能な場所については、施設所管部署との調整によります。
使用可能エリア②（海の森水上競技場（陸上部））について	
53 使用可能エリア②について、以下の情報をご提供いただきたい。 ・具体的な使用可能場所はどこか ・プロジェクトに使用する機材・設備等を保管する倉庫を建設することは可能か ・事務作業場所として、合同庁舎の一部を借りることができるか ・基礎工事は施工可能か。施工可能な場合、プロジェクト終了時に撤去が必要か ・トレーラーハウス等の車両を駐車しておくことは可能か	・陸上部の使用可能場所については、別添資料「海の森水上競技場（陸上部）利用範囲」の通りです。 ・倉庫の建設はできません。 ・作業場所として合同庁舎の貸出は想定していません。 ・基礎工事の施工については、具体的な提案内容を基に、関係部署と調整の上、判断いたします。なお、基礎を設置した場合にはプロジェクト終了時の撤去は必要です。 ・その他の事項については、具体的なプロジェクト内容を基に、関係部署と調整の上、判断いたします。
54 使用可能エリア②について、以下の情報をご提供いただきたい。 ・平面図 ・高低差図等	着手後に測量等を行い、ご確認いただくようお願いします。
55 使用可能エリア②は電源を供給いただけるか。可能な場合は電源の仕様と供給可能電力量をご教示いただきたい。	原則として、電源の供給は想定していません。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

	ご質問	回答
	使用可能エリア③（海の森公園浮桟橋）について	
56	使用可能エリア③（海の森公園浮桟橋）の海上に発電設備や水底質の改善装置等を設置することは可能か。	使用可能エリア③（海の森公園浮桟橋）に設備を設置することはできません。
57	使用可能エリア③は船舶の係留は不可とのことだが、給電のためにのみ船舶の係留を行うことは可能か。	具体的なプロジェクト内容を基に、関係部署との調整が必要です。
	使用可能エリア④（海の森水上競技場（指定水面））について	
58	使用可能エリア④について、以下の情報をご提供いただきたい。 ・水位等の情報（水位、水位変動、水流、波高等） ・海底の状態、断面図 ・漁業権の有無 ・海底のコンター図 ・周囲の擁壁（護岸）の構造図など ・隣接する橋梁の桁下高 ・水面の管理者	・当地点での測定データはありませんが、東京港における潮位等は下記のホームページよりご確認ください。 https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/yakuwari/choui.html ・海底の状態について、表層の土質は粘土質シルトです。 詳細な柱状図等については、東京都建設局で公表している地盤データ等を参照ください。 https://doboku.metro.tokyo.lg.jp/start/03-jyouhou/geo-web/000-geo-web03.aspx ・当該エリアの漁業権は設定されていませんが、周辺海面において自由漁業が行われています。なお、提案いただく内容によっては、関係者との調整が必要になります。 ・海底のコンター図については提供できませんが、水深は概ね4m（A.P.-4m）です。 ・護岸の構造図については、別添資料「標準断面図」の通りです。 ・隣接する橋梁（臨海中央大橋）の桁下高はA.P.+6.0mです。 ・水面の管理者は東京都です。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

	ご質問	回答
59	使用可能エリア④について、以下をご教示いただきたい。 ・洋上浮体式太陽光発電の設置可能場所 ・船舶の航行の可否 ・「海の森水上競技場」における競技実施時の利用想定場所	・浮体式太陽光発電の設置場所については、具体的な提案を基に判断いたします。また、設置に当たっては、管理部署と必要な調整を行った上で具体的な設置場所を決定いただきます。 ・船舶の航行の可否については、具体的な提案内容や施工方法を基に判断いたします。 ・競技用船舶については、状況に応じて退避場所として利用することがあります。
60	使用可能エリア④に洋上浮体式太陽光発電設備を設置するため、隣接した陸地を以下の目的で使用することは可能か。可能な場合は具体的な場所と広さをご提示いただきたい。 ・変電設備（PCS）の設置 ・資材置き場 ・フロートとパネルの組立て等の作業場 ・洋上の発電設備にアクセスする為の船や渡り筏の係留場 ・発電効率を比較する目的の太陽光パネルの設置 ・岸壁の端の大型クレーンの設置 ・工事車両（クレーン、トラック等）の進入路	具体的なプロジェクト内容をもとに、関係部署との調整が必要です。
61	使用可能エリア④内において浮体式太陽光発電で創出した電力を使用して船舶を航行させることは可能か。	使用可能エリア④は面積が狭小であり、他のプロジェクトで一部区域を使用する可能性もあるため、搬送実証は不可となる場合があります。
62	使用可能エリア④に洋上浮体式太陽光発電設備を設置する場合、モニタリングとメンテナンスのために、小さな台船または渡り筏を使用して渡ることは可能か。	小型船の利用については、水上競技場の運営に影響を与えず、かつ他のプロジェクトの実施に影響を与えないことを前提とした上で、関係部署との調整が必要です。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問	回答
63 使用可能エリア④の指定水面の範囲に関して、土地の使用権限を保有しているのは東京都という理解でよいのか。 また、使用可能エリア④を使用する場合の許可形態（例：占有許可など）についてご教示いただきたい。	お見込みのとおりです。 採択後、必要な手続については事業プロモーターを通して連絡します。
64 使用可能エリア④について、以下の情報をご提供いただきたい。 ・採択後に港湾局や関係官庁と詳細な打ち合わせをする可能性はあるか。 ・浮体式太陽光発電設備の設置や関連する建設・組立作業にあたって、必要な許可はあるか。 ・環境・社会影響評価は必要か。	・採択後、施工にあたっては関係部署や関係機関との調整が必要です。 ・上記と同様、施工にあたって必要となる関係部署や関係機関において必要となる手続については、ご対応をお願いします。 ・環境アセスメントの実施は想定していません。
65 使用可能エリア④で浮体式太陽光発電で発電した電力を送電網へ接続することは可能か。可能な場合、その場所を教えてください。	近傍に電線等はありません。また、系統への接続についても想定していません。
66 「海の森水上競技場」の水面とは、使用可能エリア③④間の細長い水面のことを指しているか。 その場合、水面の工事があるため運搬経路として利用することはできないとあるが、小型船等を運搬すること等も難しいか。	位置については、お見込みのとおりです。 水面を利用した運搬については、具体的な計画を示していただいた上で、関係部署と調整する必要があります。
67 「水面での工事等があるため、海の森水上競技場の水面を運搬経路として利用することはできません。」とあるが、協議は可能か。可能な場合、工事期間中の工事用船舶（作業台船等）の停泊は可能か。	水面を利用した運搬については、具体的な計画を示していただいた上で、関係部署と調整する必要があります。
使用可能エリア⑤（新海面処分場埋立地 A ブロック）について	
68 使用可能エリア⑤において、植栽の伐採や地盤面（舗装等）の対応が必要な場合の費用は、実証の委託費とは別に東京都側でご負担いただけるか。	左記費用について、東京都での負担は想定していません。

ご質問への回答

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

凡例 9月14, 15日更新箇所

ご質問		回答
69	使用可能エリア⑤は地盤が脆弱とのことであるが、どのような地質なのか、具体的な情報を提供いただきたい。	現在、関係部署へ確認中です。資料等が整い次第、回答させていただきます。ただし、左記の情報をご提示出来るとは限りません。
その他のご質問		
70	採択結果が公表される時には、代表団体以外の参画事業者の名前も公表されるか。その場合、参画事業者が非公表を望む場合は、非公表とすることはできるのか。	採択結果公表時は、代表団体のみ公表することを想定しています。代表団体以外を公表する場合は事前に確認させていただきます。
71	採択時において実施内容などを当社がPR目的で利用することは可能か。可能な場合は発表内容などに関する条件や時期はあるか。	可能です。ただし、事前に発表内容を東京都及び事業プロモーターへご確認いただくをお願いします。 発表の時期は東京都の発表と同時またはその後であれば可能です。
72	防犯は事業者の責任にて実施するという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。
73	建造物の建築確認等の申請に対して都の支援はあるか。	所定の手続きに則り実施いただく必要があり、採択者に対する特別な支援は予定しておりません
74	応募プロジェクトで有効な効果検証をするために多数の人に使用してもらうことを必要としているが、プロジェクト実施場所への集客等は東京都が実施するという理解で良いか。	プロジェクト期間中、一般の方に見学していただく機会を設けることを想定しています。
75	次年度以降に追加募集はあるか。	次年度以降の事業者公募については未定です。公募を実施する場合には、改めて周知いたします。
76	本事業の実施費用を使用した活動についてはどの程度まで情報公開が求められるか。	詳細は採択事業者と事業プロモーターとの業務委託契約締結時に確認しますが、基本的に事業者の機密情報に該当することの公開は求めておりません。